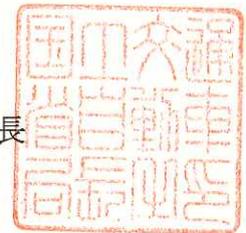




国自安第246号の2  
国自旅第374号の2  
平成29年3月14日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長



「道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」  
の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので、  
了知するとともに、傘下会員に対し周知徹底を図られたい。



別 添

国自安第246号  
国自旅第374号  
平成29年3月14日

各地方運輸局長 殿  
沖縄総合事務局長 殿

自動車局長

「道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」  
の一部改正について

今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、「道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について」（平成14年1月17日付け国自総第424号、国自旅第149号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正するので、遺漏なきよう取り扱うとともに、関係事業者に対し周知されたい。

「道路運送法に基づく運行管理者資格者証の返納命令発令基準等について（新旧対照表）」

新	旧
<p>各 地方 運 輸 局 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿</p> <p>道 路 運 送 法 に 基 づ く 運 行 管 理 者 資 格 者 証 の 返 納 命 令 発 令 基 準 等 に つ い て</p> <p>道 路 運 送 法（昭 和 2 6 年 法 律 第 1 8 3 号。以 下 「法」とい う。）第 2 3 条 の 3 の 規 定 に 基 づ く 運 行 管 理 者 資 格 者 証 の 返 納 等 の 行 政 処 分 等 を 行 う 場 合 は、こ の 基 準 に よ る 事 と さ れ た い。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 運 行 管 理 者 資 格 者 証 の 返 納 命 令 処 分 (1) 資 格 者 が 次 の い ず れ か に 該 当 す る 事 と な っ た 場 合 に は、当 該 資 格 者 の 運 行 管 理 者 資 格 者 証 の 返 納 を 命 ず る も の と す る。</p>	<p>各 地方 運 輸 局 長 殿 沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿</p> <p>道 路 運 送 法 に 基 づ く 運 行 管 理 者 資 格 者 証 の 返 納 命 令 発 令 基 準 等 に つ い て</p> <p>道 路 運 送 法（昭 和 2 6 年 法 律 第 1 8 3 号。以 下 「法」とい う。）第 2 3 条 の 3 の 規 定 に 基 づ く 運 行 管 理 者 資 格 者 証 の 返 納 等 の 行 政 処 分 等 を 行 う 場 合 は、こ の 基 準 に よ る 事 と さ れ た い。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 運 行 管 理 者 資 格 者 証 の 返 納 命 令 処 分 (1) 資 格 者 が 次 の い ず れ か に 該 当 す る 事 と な っ た 場 合 に は、当 該 資 格 者 の 運 行 管 理 者 資 格 者 証 の 返 納 を 命 ず る も の と す る。</p>
<p>国 自 総 第 4 2 4 号 国 自 旅 第 1 4 9 号 平 成 1 4 年 1 月 1 7 日 平 成 1 6 年 1 2 月 2 4 日 平 成 1 9 年 5 月 1 日 平 成 2 1 年 9 月 2 9 日 平 成 2 1 年 1 1 月 2 0 日 平 成 2 2 年 4 月 2 8 日 平 成 2 5 年 9 月 1 7 日 平 成 2 8 年 6 月 3 0 日 平 成 2 8 年 1 1 月 1 8 日 <u>平 成 2 9 年 3 月 1 4 日</u></p> <p>一 部 改 正 一 部 改 正</p> <p>自 動 車 交 通 局 長</p>	<p>国 自 総 第 4 2 4 号 国 自 旅 第 1 4 9 号 平 成 1 4 年 1 月 1 7 日 平 成 1 6 年 1 2 月 2 4 日 平 成 1 9 年 5 月 1 日 平 成 2 1 年 9 月 2 9 日 平 成 2 1 年 1 1 月 2 0 日 平 成 2 2 年 4 月 2 8 日 平 成 2 5 年 9 月 1 7 日 平 成 2 8 年 6 月 3 0 日 平 成 2 8 年 1 1 月 1 8 日 平 成 2 8 年 1 1 月 1 8 日</p> <p>一 部 改 正 一 部 改 正</p> <p>自 動 車 交 通 局 長</p>

(ア) (略)

(イ) 行政処分等の基準に規定する違反の事実の隠滅を目的として、法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分に関する書類又はこれに類するものを隠滅し又は改ざんを行う等これを疑うに足りる相当の理由が認められる場合

(2) ~ (7) (略)

(8) 運行管理者資格者証の返納命令処分を受けた資格者に対しては、法第23条の2第2項第1号の規定に基づき、処分の日から5年を経過しなければ運行管理者資格者証の交付を行わないものとする。運行管理者資格者証の返納命令に違反した場合も同様とする。

(9) (略)

3 (略)

附 則 (略)

附 則 (平成29年3月14日付け国自安第246号、国自旅第374号) 改正後の通達は、平成29年3月21日から施行する。

(ア) (略)

(イ) 運行の安全確保に関する違反の事実若しくはこれを証するものを隠滅し又は改ざんを行う等これを疑うに足りる相当の理由が認められる場合

(2) ~ (7) (略)

(8) 運行管理者資格者証の返納命令処分を受けた資格者に対しては、法第23条の2第2項第1号の規定に基づき、処分の日から2年を経過しなければ運行管理者資格者証の交付を行わないものとする。運行管理者資格者証の返納命令に違反した場合も同様とする。

(9) (略)

3 (略)

附 則 (略)